

# 令和7年度文化芸術祭“LiveS Beyond II”企画運営等業務委託 仕様書

## 1 目的

県では、令和2年度から3年間、リアルとオンラインを融合した文化芸術祭“LiveS Beyond”を開催し、新型コロナウイルス感染症の度重なる流行により活動の制限を受けてきた様々なジャンルのアーティスト、文化芸術団体、伝統芸能団体等に対し活動の後押しを行ってきたところです。

令和5年度からは、この“LiveS Beyond”事業をさらに発展させ、県内のアーティストやクリエイター等が、専門家によるアドバイス等を受けながら、集客力アップ等に取り組み、県内の様々な場所や空間で新たな文化シーン創出にチャレンジする文化芸術祭“LiveS Beyond II”を開催したところです。令和7年度についても、この“LiveS Beyond II”事業を踏襲し、県内各地の活性化と文化芸術活動の収益基盤の強化を図ることを目的として、更なる展開を図っていくものとしします。

## 2 業務概要

### (1) 業務名称

令和7年度文化芸術祭“LiveS Beyond II”企画運営等業務

### (2) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月23日（月曜日）まで

### (3) 履行場所

県内各地

### (4) 業務項目

- ・企画・調整・管理
- ・文化芸術祭“LiveS Beyond II”の開催
- ・文化講演会の開催
- ・広報活動の実施

## 3 業務内容

### (1) 企画・調整・管理

当事業を実施するにあたり、文化芸術祭“LiveS Beyond II”の観覧者1万人の目標を達成できるような実施方針に基づき、内容企画・調整・管理を行うこと。また、本業務に必要な人員を佐賀県内に配置すること。

ア 当事業の総合的な窓口を置くこと。窓口は事業全体の円滑な進行を担当し、進行管理の一環として、事業実施スケジュールを作成し、管理すること。

イ 総合的な窓口は予算計画を作成し、管理すること。支出等の管理のほか、出演者・参加者、制作スタッフ、関係施設等への対価の支払いを漏れなく適切に行うこと。なお、支払額及びその内容について事前に県と協議し了承を得ること。

ウ 後記(2)に係る複数の企画を統括し、プロデュースすると共に各団体等と県アーツコミッション担当をつなぎ、各イベントの磨き上げを調整する県内文化活動に見識のあるプロデューサーを配置すること。

エ 前項のプロデューサーは、後記(3)に係る講演会について、アドバイザーボードと内容を調整し、日程や会場選定を含めたプロデュース全般を行うこと。

オ その他、業務全般に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。

### (2) 文化芸術祭“LiveS Beyond II”の開催

ア “LiveS Beyond II”の開催にあたり、イベント（フェス、コンサート、展覧会、伝統芸能を披露する機会等広く文化・芸術活動全般のイベント等）を公募すること。公募にあたっては、関係者へ周知するとともに、広報活動を行うこと。

イ 周知にあたっては、本事業の趣旨に沿った、既存のイベントとは異なる新規企画や既存のイベントに新たな企画を加えたことにより、地域づくりや集客に資するような新規性を伴った実現可能な提案を募集すること。

- ウ “LiveS Beyond II” への提案は、文化芸術関係者（文化芸術団体、アーティスト、クリエイター、イベントプロデューサー、プロモーターの他、公営文化施設、ライブハウス、ギャラリー等の施設管理者、県内自治体の関連業務所管課等の文化芸術関係者など）が県内で開催するイベントとすること。
- エ イベントの開催数は15本程度を目安とすること。その企画は公募及び自主企画で構成し、過半は公募により選定すること。
- オ 事業を選定する評価基準案を作成し、審査会を開催すること。なお、審査会には、アドバイザーボードのメンバーが半数以上出席すること。
- ※アドバイザーボード（令和6年度から変更無し）
- 洪 恒夫（東大総合研究所博物館客員教授：展示額、空間デザイナー）
- 太下義之（同志社大学経済学部教授：文化政策）
- 楓 千里（國學院大學観光まちづくり学部教授：地域の情報発信）
- 原田啓之（医療法人清明会 障害福祉サービス事業所P I C F A施設長：障害者アート）
- 加来聖子（一般社団法人コンサートプロモーターズ協会理事）
- 三瀨末夫（株式会社三瀨アートギャラリー エグゼクティブ・ディレクター）
- 古関和典（株式会社JTBパブリッシング第1チームマネージャー／内閣府地域活性化伝道師）
- 沢登次彦（株式会社リクルート ジャらんリサーチセンター長）
- カ 審査会で採択されたイベントの企画・プロデュースにあたっては、アーツコミッション担当と新規性や集客力アップ等のための協議を行い、必要に応じてアドバイザーボードのアドバイスをネットワークの支援（マッチング）等を得ること。
- キ 各イベントの開催にあたっては、円滑な運営や広報活動を支援すること。
- ク 各イベント実施後は、速やかに収支関係書類を含めた報告書を作成し、企画した文化芸術関係者の確認を経て、チラシ等の制作物や当日の写真とともに県に提出すること。
- (3) 文化講演会の開催
- ア アドバイザーボードのメンバーによる講演やトークショーを企画し、開催すること。
- イ 文化講演会の企画・運営にあたり、講演会の内容をまとめ、演出映像やシナリオの作成、司会者・運営や駐車場スタッフの手配、プロジェクター・スクリーン・椅子等の調達、講師との打ち合わせ等の運営業務をアーツコミッション担当と協議の上で行うこと。
- ウ 講師旅費や謝金を手配すること。また、オンライン出演の場合はその通信環境及び機器等の手配を行うこと。
- エ 講師の略歴や文化講演会の内容を紹介するチラシ、次第等を制作すること。
- オ 来場者を事前に募集し、取りまとめを行うこと。
- カ 応募数を増やすための事前広報、取り組みをアピールする事後広報を行うこと。
- キ 公演会当日に来場者アンケートを実施し、結果の集計・分析を行うこと。
- (4) 広報活動の実施
- ア 各イベントの広報と併せて、“LiveS Beyond II” として一体的なプロモーションを展開することで、集客アップと活動のイメージアップを図ること。広告・広報活動の方法は、チラシ・ポスター、新聞・雑誌等の紙媒体、テレビ・ラジオ等の電波媒体に加えて、ホームページやSNSにおける配信を行うこと。
- イ “LiveS Beyond II” の全体像及び個別の対象イベントを情報発信するプラットフォームとなるHPを開設すること。
- ウ 本事業で実施するイベントについて、当該文化芸術関係者等が予算の範囲内でアカウントを保有する YouTube 等のオンラインメディアで配信（生配信又は録画配信）するとともに、SNS等の情報発信を推奨すること。なお、これらの公開時には第三者が保有する著作権等の権利を侵害しないようにすること。また可能な範囲で“LiveS Beyond II” ホームページにおいても視聴できるようにすること。
- エ イベント実施後もアーツコミッション担当の取組周知につなげるため、ホームページ内にアーカイブを設けて 当該文化芸術関係者のコンテンツにアクセスできる設定をすること。
- オ 制作物の著作権を県に帰属するように管理すること。

#### 4 留意事項

(1) 委託業務の実施内容については、最終的に佐賀県と受託者が協議し決定する。協議に係る支出は受託者が支払う。

(2) イベントの実施にあたっては、アーツコミッション担当及びアドバイザーボードと新規性や集客力アップのための調整を行うなど、必要に応じ様々なアドバイスをを行いながらコンテンツを磨き上げ、将来的な活動の継続や収益化につながるような経験・ノウハウの蓄積等を企図して実施する。

(3) 設備・資機材は、参画する文化芸術関係者又は受託者が保有するものを使用する。使用料が発生するものについては使用料を委託金額内から支払うことができる。また、これらのものが保有していない場合はリースやレンタルで対応する。

(4) 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行う。

(5) 受託者はイベント保険に加入し、加入後は保険書類の写しをイベント前日までに佐賀県に提出する。

(6) イベントの開催時は、必要に応じて感染症等の対策を施す。

(7) 受託者は、本業務関係書類（支払関係書類を含む。）を業務完了後5年間保存する。

(8) 受託者による会場の汚損及び損傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。

(9) 業務の遂行にあたり、著作権処理は、当該関係者等が行うこととするが、その処理が確実に行われたかどうかを受託者側で確認すること。第三者（佐賀県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合に通いても同様とする。

(10) 業務の遂行にあたり新たに制作したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、佐賀県に帰属するものとする。受託者が使用する場合は、佐賀県と協議し、承認を受ける。

(11) 個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要とされるため、受託事業者へ以下の事項を義務付ける。

ア 業務上知り得た個人情報の、第三者への同意なき情報提供の禁止

イ 受託業務目的以外の利用の禁止

ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写又は複製の禁止

エ 業務従事者による個人情報保護の誓約

オ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化

(12) 受託者は、委託業務完了後は、すみやかに完了報告書等の関係書類、請求書を佐賀県に提出する。

(13) 受託者は、業務の全部もしくはその主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこととする。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ佐賀県の承諾を得ることとし、この場合においては、佐賀県内に本店を有する事業者への発注を考慮することとする。

